

## 議会制度検討会報告書（令和5年度から令和6年度まで）

<目次>

### 1 議会制度検討会の検討事項

- (1) 議会制度検討会の設置…………… 2
- (2) 議会制度検討会の所掌事項…………… 2
- (3) 議会制度検討会の諮問事項…………… 2
- (4) 委員名簿…………… 2
- (5) 会議等開催実績…………… 3

### 2 議会制度検討会の検討実績

- (1) 茅ヶ崎市議会基本条例の検証について…………… 5
- (2) 政治倫理条例の制定について…………… 6
- (3) 決算事業評価について…………… 6
- (4) 陳情の取扱い基準の運用について…………… 7
- (5) 総括質疑の質疑方法について…………… 8
- (6) 一般質問について…………… 9
- (7) 請願及び陳情における趣旨採択（趣旨了承）の取扱いについて……………10
- (8) 反問権について……………11

## 1 議会制度検討会の検討事項

### (1) 議会制度検討会の設置

令和5年6月22日の各派代表者会議において、本市議会に関する諸課題につき市議会議長の諮問に応じて、調査し、検討する「議会制度検討会」を設置することとした。

### (2) 議会制度検討会の所掌事項

検討会は、議会に関する諸課題につき市議会議長の諮問に応じて、調査し、及び検討するものとする。

### (3) 議会制度検討会の諮問事項

- ① 茅ヶ崎市議会基本条例の検証について
- ② 政治倫理条例の制定について
- ③ 決算事業評価について
- ④ 陳情の取扱い基準の運用について
- ⑤ 総括質疑の質疑方法について
- ⑥ 一般質問について
- ⑦ 請願及び陳情における趣旨採択（趣旨了承）の取扱いについて
- ⑧ 反問権について

### (4) 委員名簿

役 職	氏 名※1	会 派※2
座 長	滝口 友美 (たきぐち ともみ)	公明ちがさき
委 員 ※1	豊嶋 太一 (とよしま たいち)	会派に属さない議員
	花田 慎 (はなだ まこと)	市民の声ちがさき
	小川 裕暉 (おがわ ゆうき) ※3	ちがさき自民クラブ
	早川 仁美 (はやかわ ひとみ)	ちがさき立憲クラブ
	金田 俊信 (かなだ としのぶ)	日本共産党茅ヶ崎市議会議員団
	木山 耕治 (きやま こうじ)	絆・新政・新しい風
	山崎 広子 (やまざき ひろこ)	公明ちがさき
	榎木 太郎 (まさき たろう)	未来創生・湘風クラブ

※1 2023（令和5）年7月28日時点の議席番号順に掲載

※2 2024（令和6）年4月1日時点の所属会派

※3 2025（令和6）年4月30日付けで議員辞職

(5) 会議等開催実績

日 程	内 容
令和5年7月28日(金)	1 正座長の互選について 2 座席の指定について 3 議会制度検討会の運営に関する取扱いについて 4 諮問事項について (1) 検討スケジュールについて (2) 陳情の取扱い基準の運用について
令和5年8月25日(金)	1 総括質疑の質疑方法について 2 一般質問について 3 次回の協議事項について
令和5年9月21日(木)	1 一般質問について 2 決算事業評価について 3 次回の協議事項について
令和5年10月24日(火)	1 決算事業評価について 2 次回の協議事項について
令和6年3月18日(月)	1 決算事業評価について 2 政治倫理条例の制定について 3 次回の協議事項について
令和6年4月18日(木)	1 決算事業評価について 2 政治倫理条例の制定について 3 諮問事項の追加について (1) 請願及び陳情における趣旨採択（趣旨了承）の取扱いについて (2) 反問権について 4 次回の協議事項について
令和6年5月20日(月)	1 請願及び陳情における趣旨採択（趣旨了承）の取扱いについて 2 反問権について 3 次回の協議事項について
令和6年6月25日(火)	1 反問権について 2 次回の協議事項について
令和6年7月25日(木)	1 茅ヶ崎市議会基本条例の検証について 2 反問権における諮問について 3 次回の協議事項について
令和6年8月22日(木)	1 茅ヶ崎市議会基本条例の検証について 2 反問権における諮問について 3 次回の協議事項について
令和6年9月30日(月)	1 茅ヶ崎市議会基本条例の検証について 2 次回の協議事項について

令和6年10月24日(木)	1 茅ヶ崎市議会基本条例の検証について 2 次回の協議事項について
令和6年11月21日(木)	1 茅ヶ崎市議会基本条例の検証について 2 諮問事項の追加について (1) 決算審査及び決算事業評価について 3 次回の協議事項について
令和6年12月18日(水)	1 茅ヶ崎市議会基本条例の検証について 2 決算審査及び決算事業評価について 3 次回の協議事項について
令和7年1月23日(木)	1 決算審査及び決算事業評価について 2 次回の協議事項について
令和7年3月18日(火)	1 議長からの諮問事項に対する答申について

## 2 議会制度検討会の検討実績

### (1) 茅ヶ崎市議会基本条例の検証について

#### ア 検討事項

議員任期2年目を目途に、条例の運用面や具体的な取組内容について検討すること。本条例の検証作業は、通例として4年に1度、議員任期の最終年度に実施している。上記の検証作業に加え、本条例の運用面や条例に基づく具体的な取組内容については、議員任期2年目を目途に検討を行い、残り任期の2年間に必要な対応を行うこと。

「主権を有する市民」の表現を改正するか否か検討すること。本条例においては、「主権を有する市民」と「市民」との表現が使い分けられている。令和4年度の検証において、全ての市民を代表して議会活動に取り組んでいること、市民に分かりやすい表現とすることが望ましいことから、「主権を有する市民」との表現を「市民」に変更すべきとの提案があった。しかしながら、本条例の条文全体や茅ヶ崎市自治基本条例をはじめとした他の法令等への影響が大きく、表現の変更には慎重かつ十分な協議が必要であることから、表現の変更については次期以降に改めて協議することとなったため、条例の検証に際し検討を行うこと。

#### イ 検討実績

令和6年7月25日（木）、8月22日（木）、9月30日（月）、10月24日（木）、11月21日（木）、12月18日（水）

計6回

#### ウ 主な検討内容

条例の運用面や具体的な取組内容については、特段の課題等が生じていないことから、通例として4年に1度、議員任期の最終年度に実施している検証作業において、本条例の運用面や条例に基づく具体的な取組内容について精査していくこととした。今後新たな課題が生じた際に適宜協議を行うこととなった。

#### エ 検討結果

条例の運用面や具体的な取組内容については、条例は十分に運用がされていることを踏まえ、個々の議員が条例に則り、今後もしっかり考え行動していくことで合意が得られた。

「主権を有する市民」の表現を改正するか否かについては、表現の改正を行うことにより、条例の条文全体や茅ヶ崎市自治基本条例をはじめとし

た他の条例等への影響も大きく、特段現状のまま大きな問題等が生じていないことから、改正は行わないこととした。

## (2) 政治倫理条例の制定について

### ア 検討事項

茅ヶ崎市議会基本条例第24条（議員の政治倫理）において、議員の政治倫理について規定しているが、昨今、議員のハラスメントに対する関心が高まっており、ハラスメント対策の強化が推進されていること、各自治体の議会において品位を損なう行為がメディア等で取り上げられていること等を踏まえ、本市議会における政治倫理条例の制定等について検討すること。

### イ 検討実績

令和6年3月18日（月）、4月18日（木）

計2回

### ウ 主な検討内容

協議を開始した当初は、政治倫理条例を制定すべきとの声も聞かれたが、ハラスメントに関する定義や対応策も日々変化しているため、条例を制定してしまうと、時代の変化に対応しきれなくなる可能性があるとの意見があった。

### エ 検討結果

政治倫理条例は制定せず、茅ヶ崎市議会基本条例「第25条 議員の政治倫理」の逐条解説の中に必要な項目を盛り込むこととした。検討時期については、諮問事項の「茅ヶ崎市議会基本条例の検証について」の検討を行う際に協議していくこととした。

## (3) 決算事業評価について

### ア 検討事項

令和6年度以降は決算事業評価を実施する方向とし、詳細な実施方法については、執行部による実施計画策定後に改めて協議することが決定しているため、実施計画策定後に改めて検討すること。

## イ 検討実績

令和5年9月21日（木）、10月24日（火）、令和6年3月18日（月）、4月18日（木）  
計4回

## ウ 主な検討内容

コロナ禍で中止としていた決算事業評価を令和6年度は実施することとなったが、方法等については特段の問題はなかったとの声が聞かれた。

## エ 検討結果

決算事業評価の方法について、令和6年度に関しては事業を選定する際に政策サイクルを意識する等の工夫をしつつ、すでに決定している従来の方法で行っていくこととした。令和6年度に使用する決算事業評価のシートについては、担当課用及び議会用を一部修正することとしたが、令和6年度の決算事業評価の振り返りにおいて、決算事業評価で使用した議会用評価シートの議会評価（「拡充」及び「改善」の定義）について、定義が曖昧なことから、具体的な差異化について検討を行い、改めてシートを修正した。また、議会用評価シートの「評価理由」及び「特記事項」については、「評価理由」に記載しきれない委員の意見を「特記事項」に記載するが、その内容は評価理由にしっかり沿ったものにするのを、全議員に周知徹底することとした。なお、新シートは令和7年度より使用する。

## （4）陳情の取扱い基準の運用について

### ア 検討事項

現行の規定に係る解釈・運用等の課題を整理し、必要な対応を検討すること。議会運営委員会申合せ事項別表第2に規定する陳情の取扱い基準は、平成31年1月10日付けで新たに策定され、一定期間の運用を経た後、令和2年7月及び8月に運用の見直し及び必要な規定の改正が実施された。

これまでににおいても当該基準に基づき陳情の取扱いについて協議を行ってきたが、その解釈・運用について、陳情者から「陳情の取扱い基準2(8)国及び他の地方公共団体の事務に関するものなど、明らかに茅ヶ崎市の権限外の事項を願意とするもの」に関して疑義や御意見を頂くことがあったところである。

上記の点を踏まえ、現行において適切な解釈・運用が図られているかも含め、当該基準の解釈・運用面等の課題を整理し、必要な対応について検討すること。

## イ 検討実績

令和5年7月28日（金）

計1回

## ウ 主な検討内容

陳情の取扱い基準の2に該当しない陳情については委員会への付託が原則であることを再確認した。また、陳情の取扱い基準2(8)、「国及び他の地方公共団体の事務に関するものなど、明らかに茅ヶ崎市の権限外の事項を願意とするもの」の解釈について、国に対して意見書の提出を求める内容等の陳情は、茅ヶ崎市の権限外の事項には基本的には該当しないため、委員会に付託すべきであることを共通の認識とした。

## エ 検討結果

陳情の取扱い基準については特段の修正等を行わず、全議員が委員会付託や参考配付となる基準を正しく解釈し、共通の認識を持っていくこととした。

## (5) 総括質疑の質疑方法について

### ア 検討事項

本市議会においては、質疑を重ねる度に深掘りした質疑を行うとの観点から、2問目以降の質疑においては前問の答弁に対する質疑を行うこととし、前問で質疑していない質疑項目は質疑できないとして運用している。しかしながら、前問で質疑した質疑項目かどうかの判断が難しいこと等の課題があることから、そのような運用が必要かどうかも含め、総括質疑の質疑方法について検討すること。

## イ 検討実績

令和5年8月25日（金）

計1回

## ウ 主な検討内容

質疑を重ねる度に、より深い内容に踏み込むというこれまでの観点は非常に重要であり、変更等の必要性は低いとの意見があった。また、議場においては議長の裁量に委ねられることから、前問で質疑した質疑項目かどうかについては、議長にしっかりと判断をお願いしたいとの意見があった。

## エ 検討結果

総括質疑の質疑方法については特段の変更等を行わず、従来どおり、質疑を重ねる度に深掘りした質疑を行うとの観点から、2問目以降の質疑においては前問の答弁に対する質疑を行うこととし、前問で質疑していない質疑項目を質疑できないこととした。

### (6) 一般質問について

#### ア 検討事項

茅ヶ崎市議会の議会日程は、平成30年第3回定例会以前は、長きにわたり一般質問の後に議案審査を行うという順序で実施してきた。当時の一般質問先行型の議会運営において、委員会に付託された議案・陳情等の内容を議員が一般質問で取り上げた場合、常任委員会より先に議案の実質的な審査を行ってしまい常任委員会を軽視した行為に当たるとして、本市議会において「事前審査」が問題視されるようになった。そこで、事前審査の課題を解消する手段として、一般質問と議案審査の順序変更について検討を行った結果、早期に議決できるメリットも踏まえて順序変更を行うことが決定し、平成30年第4回定例会から議案審査先行型の議会日程に変更している。この変更により、事前審査の課題が発生する頻度は確実に減ったものの、追加議案が一般質問の案件と重複するリスクは依然として残っている。その後、議会日程については、①充実した審議のために先議案件及び追加議案も原則として委員会付託するようになったこと、②質疑や討論の事前通告を徹底するようになったこと、③一般質問における仮通告制度の導入等、必要な議会改革を行い、その都度必要な日程の変更等を行っている。

このような経過を踏まえ、一般質問と議案審査の順序について変更するか否かの検討すること。

#### イ 検討実績

令和5年8月25日（金）、9月21日（木）

計2回

#### ウ 主な検討内容

新たな課題等があった場合には随時協議を行い、最善策を検討していくこととした。

## エ 検討結果

一般質問を先行して行うことにより、執行部の負担軽減や、より充実した議案審査に臨める等のメリットが多くあることから、令和6年より、現行の議案審査先行型から一般質問先行型に変更することとした。

## (7) 請願及び陳情における趣旨採択（趣旨了承）の取扱いについて

### ア 検討事項

「趣旨採択（趣旨了承）」を採用している多くの自治体で、趣旨採択は、「当該自治体の財政事情等から当分の間は実現が不可能であると思われるものの、願意について十分に理解でき、趣旨には賛成する」と定義している。趣旨採択とすることで、請願者や陳情者の願意に寄り添える点などのメリットがある反面、議会としての意思表示をしっかりと行うために、請願や陳情を審査した結果は本来、「採択」、「不採択」のどちらかに決めるべきであるとの声もあると思われる。市をよりよくするために、請願や陳情という形で議会へ提出された市民の思いや提案をどのように生かしていくかを考えることは、市議会の大事な責務であることから、これらを前提に趣旨採択の導入について検討すること。

### イ 検討実績

令和6年5月20日（月）

計1回

### ウ 主な検討内容

請願（陳情）に対する意見等は委員会の討論の中で申し述べることが可能である点等も踏まえ、趣旨採択（趣旨了承）の導入は見送られた。しかし、市をよりよくするために、請願や陳情という形で議会へ提出された市民の思いや提案をしっかりと受け止めることは市議会の大事な責務であることから、提出された請願（陳情）については、これまでと同様しっかりと審査を行っていくべきとの意見があった。

### エ 検討結果

請願者（陳情者）に対するメリットが感じられないこと、議会としてしっかりと意思決定を行う必要があること、請願（陳情）に対する意見等は委員会の討論の中で申し述べることが可能である点等から、趣旨採択（趣旨了承）は導入しないこととした。しかし、提出された請願（陳情）

については今後もこれまでと同様しっかりと議論していくことについて、議員全員の共通認識とした。

## (8) 反問権について

### ア 検討事項

議会における質疑等をより充実させるため、反問権を導入することについて検討すること。反問権については、2006年に全国で初めて北海道の栗山町が制定した議会基本条例において規定し、現在では多くの議会においても議会基本条例等に規定されている。本市の議会基本条例には「反問権」と明記された規定はないが、第14条第2項に、「説明のため本会議に出席した者は、議員の質疑又は質問に対し、議長の許可を得て、質疑又は質問の趣旨を確認するための発言をすることができる」と定めている。また、この条文の逐条解説には、「第2項では、市長をはじめとする執行機関の出席者が、質疑・質問の趣旨を確認するための発言ができることを規定しています。これにより、質疑・質問の趣旨が明確になり、答弁が的確なものになることによって、より分かりやすい議会運営となるようにするものです。」と説明されている。反問権を導入した際のメリットとしては、質疑・質問の趣旨が明確になり、答弁が的確なものになることによって、より分かりやすい議会運営となる等が考えられる。これらを踏まえ、反問権の導入について検討すること。

### イ 検討実績

令和6年5月20日（月）、6月25日（火）、7月25日（木）、8月22日（木）  
計4回

### ウ 主な検討内容

反問権の導入について肯定的な意見が多かった一方で、導入については慎重に議論を交わすべきとの声もあった。令和6年第4回定例会より試行的に運用し、実際に反問権が行使された際に本格的に運用をしていくかどうかを検討する。

### エ 検討結果

茅ヶ崎市議会基本条例第14条第2項に「説明のため本会議に出席した者は、議員の質疑又は質問に対し、議長の許可を得て、質疑又は質問の趣旨を確認するための発言をすることができる。」とある。執行部に対してこ

の部分を改めて周知し、試行期間を設けながら運用することとした。なお、対象とする会議は、本会議以外の議案等を審査する委員会等の場も含めることとし、趣旨の確認以外に、議員の質疑又は質問の根拠の明示を求める発言も可とすることとした。反問権の取扱い等については、「反問権の取扱いについて」及び「反問権の運用指針」を定め、令和6年第4回定例会より試行することとした。